

第 8 0 回議会力向上会議記録（抄）

（7. 1 1. 1 3）

一、協議事項について

正副座長より、次の事項に関し意見聴取を行い、協議の結果、下記のとおりとなった。

（別紙各資料参照）

1. 会議規則・傍聴規則の改正について（資料1・2 参照）

（1）会議規則の改正について

前回の会議において合意した改正内容に基づき作成した「堺市議会会議規則」の改正案について、各会派等の意向を聴取した。

【各会派等より出された主な意見】

大 阪 維 新 の 会 堺 市 議 会 議 員 団	○改正案のとおりでよい。
公 明 党 堺 市 議 団	○改正案のとおりでよい。
堺 創 志 会	○改正案のとおりでよい。
自 由 民 主 党 堺 市 議 会 議 員 団	○改正案のとおりでよい。
日 本 共 産 党 堺 市 議 会 議 員 団	○改正案のとおりでよい。
自 由 民 主 党 ・ 市 民 ク ラ ブ	○改正案のとおりでよい。
長谷川俊英議員	○改正案のとおりでよい。

【協議結果】

本件については、改正案のとおりとすることを合意した。

なお、1 1 月定例会の初日議会運営委員会において、合意内容について改めて確認することとした。

また、初日本会議において会議規則の改正を行うため、初日議会運営委員会では議案形式の改正案（改め文）もあわせて配布することとした。

（2）傍聴規則の改正について

前回の会議において、各会派等に持ち帰って検討し、本日の会議で協議することとした本件について、座長より、次のとおり説明を行い、各会派等の意向を聴取した。

【座長の説明】

○全国市議会議長会等における標準傍聴規則が改正された趣旨は、会議規則と同様に一般的に使用されない語句を改正すること、制定・改正時の社会情勢を反映していた規定を改正すること、多様な人材の市議会への参画を促す一助とするため傍聴環境を整備することが主な理由である。

○堺市議会の会議規則、委員会条例、傍聴規則等の議会運営に係る規定については、全国都道府県議長会の標準規定を引用し構成（体系化）されており、今回の改正を検討するにあたり、全体の構成については全国都道府県議長会の傍聴規則を採用するものとし、個別の条文については全国都道府県議長会と全国市議会議長会の条文を比較し検討していただきたい。

【各会派等より出された主な意見】

大 阪 維 新 の 会 堺市議会議員団	第3条	○現行のとおりでよい。
	第12条	○全国都道府県議長会の規定でよい。
	第13条	○全国都道府県議長会の規定でよい。
	第14条	○全国都道府県議長会の規定でよい。
公 明 党 堺市議団	第3条	○現行のとおりでよい
	第12条	○全国都道府県議長会の規定を採用することとし、第2号の例示については全国市議会議長会の「ビラ、プラカード、垂れ幕、たすき」を採用することがよい。
	第13条	○全国都道府県議長会の規定でよい。
	第14条	○全国都道府県議長会の規定でよい。
堺 創 志 会	第3条	○現行のとおりでよい
	第12条	○全国都道府県議長会の規定を採用し、第2号の例示にプラカードを追記することがよい。
	第13条	○全国都道府県議長会の規定でよい。
	第14条	○全国都道府県議長会の規定でよい。
自 由 民 主 党 堺市議会議員団	第3条	○現行のとおりでよい。
	第12条	○全国都道府県議長会の規定でよい。
	第13条	○全国都道府県議長会の規定でよい。
	第14条	○全国都道府県議長会の規定でよい。
日 本 共 産 党 堺市議会議員団	第3条	○現行のとおりでよい。
	第12条	○全国都道府県議長会の規定を採用し、第2号の例示にプラカードを追記することがよい。
	第13条	○全国都道府県議長会の規定でよい。
	第14条	○全国都道府県議長会の規定でよい。
自 由 民 主 党 ・ 市 民 ク ラ ブ	第3条	○現行のとおりでよい
	第12条	○全国都道府県議長会の規定を採用することとし、第2号の例示については全国市議会議長会の「ビラ、プラカード、垂れ幕、たすき」を採用することがよい。
	第13条	○全国都道府県議長会の規定でよい。
	第14条	○全国都道府県議長会の規定でよい。
長谷川俊英議員	(検討項目について) ○大勢に従う。	

【協議結果】

本件については、以下のとおり規定を改正することとし、次回の会議において改正案を確認することとした。

- ・(第3条) 現行のとおりとする。
- ・(第12条) 全国都道府県議長の規定を採用することとし、第2号の例示については全国市議会議長の「ビラ、プラカード、垂れ幕、たすき」を採用する。
- ・(第13条) 全国都道府県議長の規定を採用する。
- ・(第14条) 全国都道府県議長の規定を採用する。
- ・(傍聴券)

傍聴者の守るべき事項については、合意した内容のとおりで改正する。

堺市議会個人情報の保護に関する条例第6条に基づき、個人情報を取得する際は利用目的を明示する必要があることから、利用目的を記載する。

2. ペーパーレス化の推進について

(1) 議案書等のペーパーレス化について

本件について、座長より、次のとおり説明を行い、各会派等の意向を聴取した。

【座長の説明】

○本件については、令和5年9月29日の会議において、議案書の完全なペーパーレス化の実施時期については、当局において電子データでの閲覧が行いやすいよう議案書データの改良がなされた後、試験的に使用しペーパーレス化が可能との判断に至った段階で、改めて協議を行うこととしていた。

○その後、令和6年9月30日及び11月22日の会議において、当局より示された議案書データの改良案について協議した結果、各会派等の意見を踏まえ、当局において改めて議案書データの改良に取り組んでいただいた。

○当局から議案書データの改良案の提出があったため、ご協議いただきたい。

○また、令和6年4月1日から、地方自治法が改正され、法令上では、市長は、電子データで議長に議案書等を提出することが可能ではあるが、当局は議会での議論を踏まえ対応している。

【議政局からの説明】

○改良点として、これまで見開き2ページで表示されていた「事項別明細書」等の表を1ページにまとめ、横向きで表示されている。また、令和6年9月30日の会議において、「事項別明細書の表示については、他のページと向きをそろえていただきたい」との意見があり、今回、横向きにそろえる対応がされている。

○なお、案のとおりで改良を行う場合、財務会計システムの改修が必要となり、当局から約600万円の費用が発生する見込みと聞いている。また、システム改修を行う場合、3か月程度の期間を要するとのことである。現在、提示されている内容の他に、新たに追加で改良が必要となれば、改修経費が更に増加すると聞いている。

【各会派等より出された主な意見】

大 阪 維 新 の 会 堺 市 議 会 議 員 団	○会派に持ち帰り検討する。 ○議論が長く続いていることから、「議員改選後から」とするなど、完全ペーパーレス化の実施時期を決めて議論するべきではないかと考える。
------------------------------	--

公 明 党 堺 市 議 団	○議案書データを開く際、時間がかかるため改善していただきたい。
堺 創 志 会	○会派に持ち帰り検討する。 ○決算事項別明細書と当初予算を比較する資料を作成していただきたい。 ○通信環境の改善も含めた議論が必要である。
自 由 民 主 党 堺 市 議 会 議 員 団	○会派に持ち帰り検討する。 ○完全ペーパーレス化の時期を決めて議論すべきではなく、費用対効果や使いやすさ等について検討し、改良を重ね、慎重に議論を進めていただきたい。
長谷川俊英議員	○議論の推移を見守りたい。

【協議結果】

本件については、各会派等に持ち帰り、次回の会議で引き続き協議することとなった。

また、完全ペーパーレス化の実現に向け、今回の改良案以外においても改善が必要な事項や課題について、次回の会議までに座長に提出することとなった。

3. 請願・陳情者の意見陳述について

前回の会議において、各会派等に持ち帰って検討し、本日の会議で協議することとした請願・陳情者の意見陳述時のインターネット中継の実施について、各会派等の意向を聴取した。

【各会派等より出された主な意見】

大 阪 維 新 の 会 堺 市 議 会 議 員 団	○現行どおりでよいと考える。
公 明 党 堺 市 議 団	○意見陳述は議会に対して行われるものであり、インターネット中継は行わなくてよいと考える。 ○一方で、今回の議論は、陳述者から、個人情報（住所）を述べることに支障がある旨の申し出があったことが発端であったが、意見陳述時に述べる住所は行政区までと変更がされたことから、インターネット中継については、現行どおりでもよいと考える。
堺 創 志 会	○現行どおりでよいと考える。
自 由 民 主 党 堺 市 議 会 議 員 団	○現行どおりでよいと考える。
日 本 共 産 党 堺 市 議 会 議 員 団	○現行どおりでよいと考える。
自 由 民 主 党 ・ 市 民 ク ラ ブ	○現行どおりでよいと考える。
長谷川俊英議員	○現行どおりでよいと考える。 (井関貴史議員及び水ノ上成彰議員の意見) ○大勢に従う。

【協議結果】

本件については、インターネット中継の実施については現行どおりとすることを合意した。

なお、11月定例会の初日議会運営委員会において、合意内容について改めて確認することとした。

4. 手続のオンライン化について（請願・陳情）（資料3 参照）

前回の会議において、各会派等に持ち帰って検討し、本日の会議で協議することとした請願・陳情のオンライン提出者の本人確認の水準等について、議会局より電子申請システムのアカウントを取得する際の手続（必要情報等）を報告した後、各会派等の意向を聴取した。

【議会局からの報告】

- 請願・陳情を電子申請システムで提出する際、事前に電子申請システムのアカウントを新規登録する必要がある。
- 登録の際の必須項目は、メールアドレス、氏名、電話番号、生年月日であり、住所、性別の入力は任意である。
- 運転免許証等の各種本人確認書類の添付は不要。
- 議会局を含め電子申請システムを利用する各所管部局において、アカウントの登録情報の内容は確認できない。

【各会派等より出された主な意見】

＜1. 請願・陳情の提出等に係る手続＞

◇協議項目2「提出者の本人確認の水準」について

【各会派等より出された主な意見】

大 阪 維 新 の 会 堺 市 議 会 議 員 団	○案①または案②と考える。 ○なりすまし等を防ぐ観点から、現行の紙提出も含め本人確認を行う必要があると考える。
公 明 党 堺 市 議 団	○案①または案②と考える。 ○本人確認書類の提出が請願・陳情の提出のハードルにはならないと考える。 ○本人確認を行っていない場合、仮になりすまし等が発生した際、なりすまされた当事者からすれば、本人確認を行っていなかった議会に対し不信を抱くことにつながるのではないかと考える。
堺 創 志 会	○案①または案②と考える。 ○案①または案②とする場合、現行の紙提出では本人確認を行っていないことから、オンライン提出と同様に本人確認を行う必要があると考える。 ○電子申請システムのアカウント登録において本人確認ができないことや、インターネット上のなりすまし等が増加していることから、現行の紙提出も含め本人確認を行うべきと考える。 ○インターネット上で匿名によるデマや誹謗中傷等が多い中、議会という公的機関に意見を述べることに對し、本人確認を求めることは、一定許容されるものではないかと考える。

自由民主党 堺市議会議員団	○案③と考える。 ○現行の紙提出で本人確認を行わない対応で特に問題が起こっていないことから、オンライン提出においても本人確認は必要ないとする。 ○本人確認を行わないことによるなりすまし等のリスクも考えられるが、現状そのような問題は発生しておらず、本人確認を行うことによる提出者の負担が増えるというリスクのほうが大きいと考えるため、本人確認は必要ないとする。 ○オンライン提出の意義として、直接紙で提出するほどではないが、オンラインであれば提出しようとする方のニーズを拾うことができると考えるが、本人確認を求めることによりそのようなニーズに対する障害になるのではないか。 ○請願・陳情は、広く誰もが提出することができるという民主主義的な考え方を尊重した上で、悪質な行為等を予防する措置は考える必要がある。
日本共産党 堺市議会議員団	○案③と考える。 ○現行の紙提出で本人確認を行っていないことから、オンライン提出も同様にすべきであり、提出のハードルは少ないほうが良いと考える。 ○これまで本人確認を行っていない中で、特に問題が起こっていないことから、現行どおり本人確認は必要ないのではないかと考える。
自由民主党・ 市民クラブ	○案①または案②と考える。
長谷川俊英議員	○意見がまとまっておらず、大勢に従う。 ○本人確認を行った場合においても、本人確認書類の偽造等が考えられることから、なりすまし等の防止手段になり得るか疑問であり、問題が発生した際に議会としてどのように対応するか検討すべきではないかと考える。

【副座長の意見】

- 本人確認を行う場合、本人確認書類を偽造したなりすまし等が行われる可能性も考えられるが、マイナンバーカードや運転免許証等の偽造は刑事罰の対象となることから、本人確認を行うことはなりすまし等に対し一定の防止策になるのではないかと考える。
- 選挙に出る予定の人になりすまし、不適切な内容の陳情が提出された場合、選挙に大きく影響することが考えられることから、予防措置として本人確認等の対策をとるべきではないかと考える。
- 議会の請願・陳情は、執行機関の市民の声等と違い、議会の記録として残ることとなるため、なりすまし等に対する予防措置として本人確認を求めることは必要な対応であり、提出者に大きな負担を強いるものでもないかと考える。
- 他市において請願書を偽造した事例も起こっている。

【座長の意見】

- 議会の責任として、請願・陳情を受ける際、さまざまなリスクを想定し本人確認を行うことは一定許容されるものであり、必要な対応ではないかと考える。
- 本人確認の水準は、現行の紙提出とオンライン提出ともに同じ水準にすべきであり、提出者に本人確認を求めることは、それほど大きな負担を強いるものではないと考える。

◇協議項目4「署名簿の提出方法」について

【各会派等より出された主な意見】

大阪維新の会 堺市議会議員団	○案①と考える。
公明党 堺市議団	○案①と考える。
堺創志会	○案①と考える。
自由民主党 堺市議会議員団	○案①と考える。
日本共産党 堺市議会議員団	○案①と考える。
自由民主党・ 市民クラブ	○案①と考える。
長谷川俊英議員	○大勢に従う。

◇協議項目6「オンライン提出の締切期限」について

【各会派等より出された主な意見】

大阪維新の会 堺市議会議員団	○案①と考える。
公明党 堺市議団	○案①と考える。
堺創志会	○どちらの案でもよい。
自由民主党 堺市議会議員団	○案①と考える。
日本共産党 堺市議会議員団	○案②と考えるが、大勢に従う。
自由民主党・ 市民クラブ	○案①と考える。
長谷川俊英議員	○大勢に従う。

< 2. 請願・陳情の意見陳述に係る手続 >

◇協議項目2「提出者の本人確認の水準」について

【各会派等より出された主な意見】

「1. 請願・陳情の提出等に係る手続」と同意見

◇協議項目4「議長から提出者への意見陳述許可・不許可通知書の送付方法」について

【各会派等より出された主な意見】

大阪維新の会 堺市議会議員団	○案②と考える。
公明党 堺市議団	○案②と考える。
堺創志会	○案②と考える。
自由民主党 堺市議会議員団	○案②と考える。
日本共産党 堺市議会議員団	○案②と考える。
自由民主党・ 市民クラブ	○案②と考える。
長谷川俊英議員	○大勢に従う。

◇協議項目5「オンライン提出の締切期限」について

【各会派等より出された主な意見】

「1. 請願・陳情の提出等に係る手続」と同意見

【協議結果】

本件については、改正案のとおり手続のオンライン化を実施することを合意した。

なお、改正案を複数提示していた項目については、以下のとおりとなった。

< 1. 請願・陳情の提出等に係る手続 >

○協議項目2「提出者の本人確認の水準」

・本人確認の際の証明書の提示は、案①または案②のいずれか1つとする。

○協議項目4「署名簿の提出方法」

・案①

○協議項目6「オンライン提出の締切期限」

・案①

< 2. 請願・陳情の意見陳述に係る手続 >

○協議項目2「提出者の本人確認の水準」

・本人確認の際の証明書の提示は、案①または案②のいずれか1つとする。

○協議項目4「議長から提出者への意見陳述許可・不許可通知書の送付方法」

・案②

○協議項目5「オンライン提出の締切期限」

・案①

また、堺市電子申請システムにおける申し込みフォーム等を次回以降の会議において配布し、協議することとした。

5. 手続のオンライン化について（議案提出等）（資料4 参照）

本件について、座長より、次のとおり説明があった。

【座長の説明】

○本件については、前回の会議において、議案提出等の手続に係るオンライン化のうちオンライン化を可能とした項目について、規定の改正案及び電子申請システムにおける申し込みフォーム等について今後協議することとした。

○前回の会議でオンライン化を可能とした手続のうち、公聴会及び参考人に関する手続について改めて整理したので議会局に説明させる。

【議会局からの説明】

○「手続のオンライン化について（議事関係）」（資料4）について、前回の会議においてオンライン化を可能とすることを確認した項目のうち、公聴会及び参考人に関係する項目（No. 21・22・37・43～45・73・77）のオンライン化の欄の○印の横に（※）を追記した。

○公聴会は、予算や重要議案、請願の審査にあたって必要がある場合に、利害関係者や学識経験者等の議会外部の方の意見を聴き、参考とする制度で、その公述人は賛否の意見を述べるため申し出ていただくもの。

○平成24年に地方自治法が改正され、それまで委員会のみ開催が規定されていたものが、本会議においても開催が可能となった。

○参考人は、議案に限らず、地方公共団体の事務に関する調査においても利害関係者や学識経験者等の意見を聴く制度であり、公聴会と同様に、本会議においても出席を求めることが可能となった。

○堺市議会においては、公聴会は確認できる限り、昭和58年に1回、委員会での開催事例があるのみであり、地方自治法改正後も本会議において事例はない。また、参考人の事例も委員会のみである。

○現在、議会局において、公聴会及び参考人に係る手続（特に先例がない本会議）について関係規定や他市事例の確認・調査を行っている。

○次回の会議において、オンライン化の際の入力フォーム等を示したい。

○手続のオンライン化に係る規定の改正案については、請願・陳情の手続のオンライン化の協議も同時に行っているため、それらの協議が一定終えた段階で改正案をお示しする。

【協議結果】

本件については、議会局からの説明のとおり、次回会議において堺市電子申請システムにおける申し込みフォームについて協議することとなった。

なお、オンライン化に係る規定の改正については、請願・陳情の手続のオンライン化とあわせて改正案を示すこととなった。

6. 政務活動費について

本件については、令和7年6月19日の会議において、政務活動費の交付額の見直し等について、今年度の協議項目とすることを合意し、堺創志会からの提案内容について、各党派等に持ち帰り協議することとしていた。改めて堺創志会より説明を受けた後、座長より、次のとおり説明があり、各党派等の意向を聴取した。

【堺創志会の説明】

○物価が高騰している中、議員の政務活動を充実させるためには、政務活動費交付額の見直しが必

要と考えている。

【座長の説明】

○政令市の政務活動費交付額の状況について、議会局に調査させた内容を報告する。

【議会局からの報告】

○直近では、令和7年度から岡山市議会において交付額の変更が行われており、物価や人件費の高騰による増額と議員派遣旅費の一部を政務活動費に組み替えたことによるものである。

○広島市議会では、物価高騰による交付額の上限見直しについて本年7月から協議を開始したと聞いている。

【座長の説明】

○政務活動費について協議するにあたり、政務活動費検査員による検査結果報告を踏まえ私から申し上げる。

○本市議会では、政務活動費の使途の透明性の確保、適正な運用を期するため、議長が検査員を選任しており、現在2名の学識経験者の方に就任いただいている。

○令和6年度の政務活動費支出分に係る検査結果のとおり、検査員からの指摘事項について、一度、議会力向上会議において協議いただきたい旨、前議会4役から引き継ぎを受けている。

○政務活動費について、協議する際には、指摘事項も熟考した上、議論いただきたい。

【各会派等より出された主な意見】

大阪維新の会 堺市議会議員団	○交付額の見直しは必要ない。 ○同等規模の自治体と比較して低い金額ではないと考える。
公明党 堺市議団	○交付額の見直しは必要ない。 ○事務機器の使用等について、政務活動費の運用指針では使用実態に応じて充当できるとされているが、使用実態に応じた充当額の判断が難しいことから、当該表記は削除したほうがよいと考える。 ○リース車両等について、運転記録簿等により挙証すべきで記録等の提出が必要ではないか。
堺創志会	○政党に所属している議員は政党の経費で広報等が可能な場合もあるが、無所属の議員は政務活動費のみで活動する必要があることから、前提条件が相違する部分がある。 ○政務活動費の交付額上限まで使用している議員は、物価高騰の影響を大きく受け議員活動に支障が生じることから、交付額の見直しについて賛同いただきたい。
自由民主党 堺市議会議員団	○物価高騰に応じ交付額の見直しが必要と考える。 ○政務活動費は税金で賄われていることから、政務活動費検査員の意見も含め厳しく指摘されるべきものではあるが、長年交付額は据え置かれており、政務活動の実態に即した見直しを検討すべきと考える。
日本共産党 堺市議会議員団	○物価高騰により政務活動費による活動に影響が出ていると考える。 ○交付額の見直しについては、会派としての意見がまとまっていない。
自由民主党・ 市民クラブ	○物価高騰に応じ交付額の見直しが必要と考える。

長谷川俊英議員	○政務活動費検査員の意見を踏まえた上で、交付額の見直しが必要と考える。 (井関貴史議員及び水ノ上成彰議員の意見) ○大勢に従う。
---------	---

【座長の意見】

- 物価高騰の影響により、政務活動費の交付額を上げることに一定理解できる。
- 一例では、市政報告等チラシについて面積割合の按分によって政務活動費を充当する金額が大きく相違する。公平性の観点から、政務活動費の運用については、議員間、会派間である程度考え方を合わせることが議論の前提ではないかと考える。

【協議結果】

本件については、各会派等に持ち帰り、次の会議で引き続き協議することとなった。

7. アプリケーションを活用したオンライン手続きについて（政務活動費）

前回の会議においてアプリケーションの体験会に参加することとなった本件について、アプリケーション体験会の日程等及び体験会終了後の実証実験等の進め方について、議会局より、説明させた。

【議会局からの説明】

○体験会

- ・日時：11月17日（月）午後2時から
11月18日（火）午前10時から
- ・いずれも60分程度
- ・持ち物：パソコンやタブレット端末、スマートフォン等
- ・アプリケーションの概要や使用方法について、業者から説明を受けた後、実際にアプリケーションを使用し、機能や操作性を確認する。

○実証実験

- ・実施時期については、令和8年1月を予定しており、運用・機能面の検証を行う。
- ・実証実験の主な内容は、実際にアプリケーションを使用し、令和7年10月～12月分の領収書等のデータを入力し、各種様式の出力を行うほか、議会局と修正等のやりとりなど、書類の作成・提出までを行う。
- ・体験会の参加者には、アプリケーションの機能を確認するため、実証実験にも参加する。
- ・実施期間は、2週間程度とし、1議員、1会派、10件程度、アプリケーションにデータ入力する。
- ・日程については、業者と調整後、後日、案内する。

○なお、実証実験で作成される各様式については、現行の条例等で定められた様式と異なるため、現行の所定様式での作成・提出が必要となる。

【協議結果】

本件の今後の進め方については、アプリケーション体験会及び実証実験において運用・機能面を検証することとなった。

8. 第81回議会力向上会議の開催日時について

本件については、令和8年1月14日（水）午前10時から開催することとした。